

(様式2別紙1)

釧路市U I J ターン支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 釧路市U I J ターン支援事業に関する報告及び立入調査について、釧路市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、釧路市U I J ターン支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 釧路市U I J ターン支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 釧路市U I J ターン支援金の申請日から3年未満に釧路市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 釧路市U I J ターン支援金の申請日から3年以上5年以内に釧路市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (4) 釧路市U I J ターン支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(起業の場合のみ)

 - (5) 特段の理由もなく、支援金の申請日から1年以内に起業が実現しなかった場合：全額
- 3 釧路市U I J ターン支援金の申請時において、市税等(※)の滞納はありません。なお、釧路市から証明書等の提出を求められた場合には、それに応じます。

※市税等：市区町村税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料